

# 平成 28 年度 事業計画

## 基本方針

平成 24 年 12 月に発足した安倍内閣は、地方創生、三本の矢を掲げて「アベノミクス」を推進し、続く平成 27 年 10 月での安倍改造内閣では、一億総活躍社会と新三本の矢を新たに掲げる中、TPP 交渉の妥結、米国のゼロ金利政策の解除、中国経済の低迷、外国為替と株式市場の混迷、日銀のマイナス金利政策、そして、平成 29 年 4 月の消費税率引き上げに向けて、今後の経済や労働市場への様々な影響・変化が窺える状況です。

当シルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員数は、平成 25 年度末の 1,842 人から少しずつ増えている状況ですが、65 歳未満の会員数が大きく減少し、会員の平均年齢も上昇が続いています。一方、少子高齢化の進む中、若年労働者の減少等の影響から、有効求人倍率の高止まりが続いており、センターへの仕事の依頼増の傾向が続いています。

当センターでは、市内の高年齢者が臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務にかかる就業、就業に必要な知識・技能の付与、及びその他の社会参加活動の機会をいつでも享受出来るよう、地方公共団体と連携し、福祉・家事援助サービス、環境保全活動等への取り組みを進め、地域社会に密着した事業運営を行っています。

そして、平成 28 年 10 月には、高松市では介護保険制度の改正による新総合事業(介護予防・生活支援サービス事業等)が開始される予定で、当センターも参画する準備を進めていきます。

これまででも団塊の世代が中心のホワイトカラー層を対象として、シルバー派遣事業に取り組んでまいりましたが、一億総活躍社会の目指す高齢者、中でもセンターの利用拡大への期待をうけ、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」等を活用して、現役世代の下支え、人材不足分野への人手の送り出し等により、シルバー派遣事業をより積極的に推進していきます。当センターは、平成 25 年度に策定した「第 2 次高松市シルバー人材センター中期計画書」(以下「第 2 次中期計画」という。)のもと、全国シルバー人材センター事業協会(以下「全シ協」という。)や他のセンター等関係団体と協調して、社会経済情勢に適切に対応し、地域社会のシルバー事業に対する理解を一層深め、高年齢者の多様な就業・社会参加の促進に努め、事業の円滑、着実な実施を図るため、以下を重点事項として取り組むこととします。

- 広く市民を対象に、シルバー事業の理解と協力を得るための普及啓発活動を実施する。
- 平成 26 年度から会員数が微増傾向となっていることや受注が増え続けていることから、一層の会員の加入促進に努める。
- 剪定や除草を行う会員の増強、剪定班、除草班の充実を図る。
- 適正就業推進等の観点から総額請負契約を推進する。

- 平成 29 年 4 月には消費税率の引き上げが予定されており、適切な対応を図る。
- 将来の独自事業に向けて、剪定枝葉等リサイクル事業を推進する。
- 介護施設等の食事介助員の事前研修を実施するなど、シルバー派遣事業を積極かつ重点的に推進する。
- 平成 28 年 10 月に開始予定の介護保険制度改正による新総合事業参入に積極的に取り組む。
- マイナンバーカード制度の円滑な運用に努める。
- 更なる自主・自立に向けての事業運営全般にわたる改善や見直しを進める。

## I シルバー人材センター事業

### 1 請負・委任による就業機会の提供

市内の高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、市内で実施する仕事について、高松市やその他の公共的団体及び民間事業所、個人から有償で受託し、センター会員に提供する。

### 2 一般労働者派遣による就業機会の提供

香川県シルバー人材センター連合会(以下「県シ連」という。)高松事務所として、一般労働者派遣による就業機会を確保し、センター会員に提供する。現役世代の下支え、人材不足分野への人手の送り出し等を、民間事業所の要望に応えるため、重点的に推進する。

### 3 職業紹介

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務にかかる仕事を希望する市内の高年齢者を対象に、職業紹介を行う。

### 4 調査研究

事業を発展・拡充するため、高齢化の状況や高年齢者を取り巻く雇用情勢の調査等を行う。

中でも、有効求人倍率が高止まりの状況で、センターへの発注も増加傾向にあることから、発注者ニーズの動向について、迅速な情報収集に努める。

具体的な内容は次のとおりである。

- ① センターを取り巻く諸状況の変化に的確に対応するため、今後の事業見通し等を踏まえ、事業の改善に努める。
- ② 新入会員の就業ニーズの調査や研修等を実施して、就業開拓等に活かす。
- ③ 会員の就業実態や未就業者の希望職種等を把握し、その就業先の開拓に努める。
- ④ 会員情報の更新に努める。
- ⑤ 平成 29 年 4 月に消費税率の引き上げが予定されているので、調査研究など適切な対応を図る。
- ⑥ 「第 2 次中期計画」の見直しを検討する。

## 5 普及啓発

当センターの事業内容等について、市民に理解と協力をいただくため、広報専門部会を中心に効果的・効率的な普及啓発活動についての協議、検討を進め、市民、官公庁、事業所への組織的な普及啓発と会員個々による近隣地域での普及啓発の促進を図る。

具体的な内容は次のとおりである。

- ① 10月のシルバー事業普及啓発促進月間を中心に、街頭啓発活動や地域でのボランティア活動などにより、シルバー事業のPRに努め、会員の増加等を図る。
- ② 広く市民を対象にシルバーフェアを開催し、パネル展や会員作品展のほか、就業相談コーナーや自主事業の展示や即売品コーナーなどに工夫を凝らしながら、シルバー事業のPRに努める。
- ③ シルバーフェアは、県シ連・設立20周年記念事業との連携を図る。また、啓発活動について他団体開催の事業への参加も検討する。
- ④ ホームページの内容を充実させ、センターの事業状況や実績などの情報を掲載し、シルバー事業に対する市民の理解と認識を深める。
- ⑤ マスメディアや市の広報媒体等を積極的に活用し、シルバー事業の普及啓発を図る。
- ⑥ 機関紙「シルバーたかまつ」を充実させ、会員や市民に対する情報の提供に努める。
- ⑦ 月刊「事務局だより」を編集発行し、会員等への迅速な情報提供に努める。
- ⑧ 「遍路への観光案内・お接待事業」は、共同募金の助成を得る中、センターの社会貢献事業、そしてPR事業として実施する。
- ⑨ 「放課後児童ふれあい育成支援事業」は、センターの社会貢献事業、そしてPR事業として、自主的に実施する。

## 6 安全・適正就業の推進

安全就業、適正就業の推進と徹底を図るため、安全委員会、適正就業推進委員会を中心に年間活動計画を策定し、適正な受託事業を確保する中で、安全・適正就業に係る指導や研修の実施、情報提供などを行い、会員自身の意識高揚を図るとともに、事業所等に対し、適宜・適切な周知と理解を求める。

具体的な内容は次のとおりである。

安全委員会	5回程度開催
適正就業推進委員会	5回程度開催
1 安全就業対策	
① 重篤事故等の発生を防止するため「作業別安全就業基準」の周知徹底を図る。	
② 「損害賠償事故加害会員の措置に関する規程」の周知を図り、適切な運用に	

努めるとともに、事故等を起こした会員を対象に特別研修を実施する。

- ③ 「安全保護具適正使用促進要綱」に基づき、安全帽、安全帯など安全用具装着の徹底に努めるとともに、安全啓発のパンフ・チラシ等の作成配布および安全対策用具の整備普及を図る。
- ④ 安全強化月間を中心に、年間を通して、安全委員会委員等による抜き打ちパトロールも含む職場安全パトロールを実施する。
- ⑤ 作業用機械・器具等の取扱い研修ならびに、安全就業や交通事故防止の講習会を実施する。
- ⑥ 剪定・除草作業等の安全対策に関する研修を充実させ、事故防止に努める。
- ⑦ 平成 27 年度を下回る事故件数を目標とする。
- ⑧ 交通安全教室を開催する。
- ⑨ 安全講習会の開催方法や内容等の改善に努めるとともに、県シ連主催の安全就業推進事業に会員の参加を奨励する。
- ⑩ 安全な就業には、健康を保持することが大切であることから、年 1 回の健康診査受診の徹底を呼びかけるとともに、シルバー派遣会員には、健康チェック問診票の記入を徹底させる。
- ⑪ 事故体験事例報告票を分析して、安全対策に活かす。
- ⑫ 「事務局だより」や「シルバーたかまつ」等を活用し、安全就業の周知・啓発に努める。

## 2 適正就業対策

- ① 適正就業を推進するため、「会員就業の基準に関する規程」の効果的な運用を行うとともに、就業期間の制限等を超える者に対する改善措置を継続して実施する。
- ② 臨時的・短期的又はその他の軽易な業務にかかる就業の適正化を徹底し、就業機会の均等化・公平化を図るため、ワークシェアリングやローテーション就業を活用する。
- ③ 職場への巡回を実施し、就業実態を踏まえ、適正就業を推進する。
- ④ 就業不適格会員に対しては、「会員就業の基準に関する規程」に基づき必要な措置を講じる。
- ⑤ 新規の受注又は既存契約の更新に当たっては、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準に基づき、シルバー派遣事業や職業紹介事業も活用して、適正就業を図る。
- ⑥ 剪定や除草作業の受注を中心に、総額請負方式の契約を推進する。

## 7 就業分野の開拓・拡大

高齢者が自らの能力や希望に応じた就業機会を享受できるよう、民間事業所からの要望等の的確な把握に努め、仕事の需給調整と就業先の開拓等を行う。

具体的な内容は次のとおりである。

- ① 理事を中心に、ブロック長、班長等に対する適切な情報提供を行う中で、地

域班・職群班における会員の連携強化と自主的活動を促進し、地域班及び職群班による地域における就業先の開拓を進める。

- ② 剪定班、生活支援班、除草班、表具グループの充実強化を図るとともに、新たな職群班の結成を促し、共働・共助意識を高めながら、就業拡大を図る。
- ③ 剪定受注量に適切に対応するため、剪定技能の向上や安全対策に関する研修を充実させ、剪定班の人員養成や剪定班の再編に努める。また、新人が剪定班に加わり易い環境づくりに努める。
- ④ 「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の主旨に沿って、公共団体、民間企業等からの新規事業の受注開拓に努める。
- ⑤ 独自事業・シルバーわいわい農園の充実に努める。
- ⑥ 新しく独自事業・書道教室を計画、実施する。
- ⑦ 事務局業務担当は訪問活動等を行い既存の発注者の潜在ニーズの掘り起こしに努めるとともに、新たな就業先の開拓を推進する。
- ⑧ 新入会員や未就業会員等を対象として、効果的な就業相談の実施に努める。
- ⑨ 発注者の満足度向上を図るため、会員研修及び職員研修を充実・推進する。
- ⑩ 介護保険制度改正による平成 28 年 10 月開始予定の新総合事業の訪問型指定事業者の指定を受け、受注を目指す。
- ⑪ シルバー派遣事業を推進するため、介護施設等の食事介助員の事前研修を独自に実施する。
- ⑫ 労働者派遣制度の改正に伴い入職時教育訓練等を実施する。
- ⑬ 総額請負方式の会員への周知に努め、シルバー事業の安定・拡大を図る。

## 8 地域ニーズ対応事業(地域就業機会創出・拡大事業)

2 年目となる地域ニーズ対応事業(平成 28 年度からは地域就業機会創出・拡大事業に移行)「剪定枝葉等リサイクル化事業」の事業確立に努め、将来の独自事業として自立化を図る。

具体的な内容は次のとおりである。

- ① 地域ニーズ対応事業(地域就業機会創出・拡大事業)「剪定枝葉等リサイクル事業」の事業確立に努め、剪定班との連携や香南アグリーム等と協力して効率的に事業を実施する。

## II 高齢者活躍人材育成事業

県シ連が実施する高齢者活躍人材育成事業について、協力、連携を図る中で、人手不足分野・現役世代を支える分野の派遣、請負、職業紹介の仕事の拡大に活かしていく。具体的な内容は次のとおりである。

- ① 県シ連が行う高齢者活躍人材育成事業と協力・連携して、人手不足分野・現

- 役世代を支える分野の派遣、請負等の充実・拡大に努める。
- ② 独自に新入会員研修や技能・接遇などの研修・講習会を実施する。

### Ⅲ 法人の充実と財政基盤の確立

公益社団法人として、法人の円滑かつ適切な運営と発展のため、次のような事業を行う。また、センター及びシルバー事業の安定的・継続的な運営を図るため、財政基盤の確立に努める。

- ① 自主・自立、共働・共助の基本理念に則り、会員による自主的な運営の確立を目指して周知・啓発を行う。
- ② 重要課題に対応した担当理事制の効果的な活用や役員研修などを通じて、理事会機能の強化を図る。
- ③ 専門部会や委員会等の役割を果たすため、委員活動の活性化を図り、諸問題等への適切な対応を図る。
- ④ 効果的・効率的な業務の処理体制の確立を目指し、職員研修の充実や会員の連携強化に努める。
- ⑤ 本部等事務所の整備及びパッカー車の購入準備等のため、特定費用準備資金及び資産取得資金の積み立てを行う。
- ⑥ 職員に年1回の研修参加を求め、職員の能力向上を図る。
- ⑦ 会員相互の交流を深め、法人の一体感を醸成するため、研修会等あらゆる機会を捉えて、会員交流会を実施する。
- ⑧ ブロックこんだん会を各ブロックの主催で開催し、地域班の各種活動の活性化を図る。
- ⑨ 遅延未収金の回収に努める。
- ⑩ 事務所施設の老朽化に対応するため、調査・検討を進める。
- ⑪ 南部地区センターの移転を進める。

### Ⅳ 法人管理事業

#### 1 会員の状況

平成25年度の1,842人を境に、平成26年度から会員数が微増傾向に転じていることや受注が増え続けていることから、団塊の世代をターゲットにホワイトカラー退職者や女性を中心に、一層の加入促進に努める

会 員 数	平成26年度末	1,865人
	平成27年度末	1,854人
	平成28年度（予算）	1,900人

具体的な事業内容は次のとおりである。

- ① センターの事業活動に賛同し、健康で働く意欲のある会員を広く求めるため、地域班員による加入活動を推進するとともに、ホームページの充実や各種広報媒体を活用するなどして、一般市民へのPRに努め、会員拡大の機会をより充実させる。
- ② 月3回の入会説明会（本部・南部地区・東部地区）を開催する。
- ③ 機会を捉えてセンターの説明会や入会説明会の出前を実施する。
- ④ 就業相談等を活用し、未加入者に対し入会を奨励する。
- ⑤ 新入会員に対して速やかに就業させるなどして、退会者が減るように努める。
- ⑥ 就業につながる研修を実施するなどして、シルバー派遣事業を推進し、団塊の世代やホワイトカラー層の入会を推進する。

## 2 公益社団法人としての適正性の確保

公益社団法人として適正な運営に努める。

- ① 香川労働局、香川県、全シ協、県シ連から指導・助言を受けるとともに、県内の他のセンターの運営状況等を把握する中で、円滑かつ適切な運営に努める。
- ② 公益社団法人として、情報公開やコンプライアンスの向上などに努め、一層の運営改善を図る。
- ③ 収支相償への対応など、公益法人制度に相応しい諸規程の制定・運用や会計処理等の改善に努める。

## 3 南海トラフ地震への備え

近い将来、発生が予測される南海トラフ地震は、甚大な被害が予測されているため、センター業務において、安全かつ迅速な避難や情報の伝達、安否確認などができるよう、関係機関と連携して防災・減災に向けた準備等に取り組む。

## 4 諸会議の開催

当センターの維持運営及び事業運営の執行に関して必要な会議を、次のとおり開催する。

会議名	開催回数
定時総会	1回
理事会	12回 (1月に1回)